

沖縄県無料低額宿泊所設置運営指導要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に対して、法第70条の規定に基づき県知事が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

なお、無料低額宿泊所には、沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）第2条で規定する無料低額宿泊所の範囲に該当しているにもかかわらず、法第68条の2第1項又は第2項の規定による事業開始の届出を行っていない施設を含むものとする。

(目 的)

第2条 指導検査は、法、条例、その他関係法令による事業運営についての指導事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、一般指導を行うことによって、無料低額宿泊所の適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者の保護を図ることを目的とする。

(指導検査の形態)

第3条 指導検査の形態は、以下のとおりとする。

1 一般検査

- (1) 一般検査は毎年度定める実施計画により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。
- (2) (1)に規定する実地検査を行わない年は、書面による検査を実施する。

2 特別検査

特別検査は次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。

- (1) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (3) 指導検査における問題点の是正改善がみられないとき
- (4) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

(指導検査の実施方法)

第4条 指導検査の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 検査通知

指導検査の対象となる無料低額宿泊所の設置者に対して、あらかじめ指導検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者その他必要な事項を通知し、施設長ほか関係職員の出席を求め、無料低額宿泊所指導検査事項（別添）（以下「指導検査事項」という。）に基づく書面を検査当日に用意させるものとする。

ただし、無料低額宿泊所において入居者への虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは、当該無料低額宿泊所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導検査開始時に文書により通知するものとする。

(2) 検査方法

一般検査は、指導検査事項に基づく各項目について、施設長ほか関係職員から状況を聴取するとともに、関係書類及び施設内を確認し実施するものとする。

また、サービスの質の確保及び入居者保護の観点から、必要があると認められるときは、入居者から生活状況等を聴取することとする。

(3) 検査結果の通知

指導検査の結果、改善を要する事項があると認められた場合には、検査実施後、原則 30 日以内に指導検査結果通知書（第 1 号様式）により指導内容を通知するものとする。

(4) 改善報告書の提出

当該設置者に対して、指導検査結果通知書により改善を要する事項を指摘した場合には、結果通知後原則 30 日以内に改善報告書（第 2 号様式）により報告を求めるものとする。

(改善命令等)

第 5 条 県は、法第 71 条の規定に基づき、法第 68 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による事業開始の届出を行った施設が、条例の基準に適合しないと認められるに至ったときは、当該施設の設置者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 県は、法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、法第 68 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による事業開始の届出を行った施設の設置者が、法第 68 条の 3 の規定に違反し、法第 70 条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、法第 71 条の規定による命令に違反し、法第 77 条若しくは法第 79 条の規定に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業を営営することを制限し、その停止を命ずることができる。

3 県は、法第 72 条第 3 項の規定に基づき、法第 68 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による事業開始の届出を行っていない施設の設置者が、その事業に関し不当に営利を図り、若

しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業を営営することを制限し、その停止を命ずることができる。

(他の検査等との連携)

第6条 知事が必要と認めたときは、他の検査等と合同で指導検査を実施することができるものとする。

付 則

この要領は、令和2年7月30日から施行する。